

鳥取県公安委員会告示第5号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定による指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体から、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定に基づき名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年6月29日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

変更後の名称	変更年月日
公益社団法人とっとり被害者支援センター	平成24年6月1日